

議案第 6 号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例（昭和 4 6 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号の表公共下水道事業基金の項、庁舎整備基金の項、地球環境保全基金の項及び学校施設整備基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

公共下水道事業基金、庁舎整備基金、地球環境保全基金及び学校施設整備基金を廃止するため、この条例を制定するものである。